

諮問番号：平成28年度諮問第33号

答申番号：平成28年度答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当障害認定処分）は、違法、不当である。

- (1) 現在、療育手帳がA判定であること。
- (2) 「危険物」に対する認知について、原処分に係る通知書に添付されていた「判定理由」において、一定の理解があると記載されているが、あまり良く解っていないこと。
- (3) 現在、12歳であるが、言語レベルは2～3歳児程度であること。
- (4) 言葉が伝わらないため、学校に着いてからは良いが、1人での外出ができず、常に付き添いが必要であること。
- (5) 医師にこれから先カードでのコミュニケーションが必要と言われ、不安であること。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、対象児童の障害の程度について、嘱託医師の審査判定及び特別児童扶養手当認定診断書の次の内容等に基づき、総合的に検討した結果、障害等級1級に該当する障害の程度とされる「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」とまではいえないと判断し、障害等級2級とする原処分を行った。

ア 知的障害等について

知能指数については、I Q32で「重度」と判定されていること。

イ 精神症状について

「無」とされていること。

ウ 問題行動及び習癖について

尿、便失禁については、頻回とまでは言えず、他の行動についても「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる」ほどの「不適応な行動」とまでは言えないこと。

エ 日常生活能力の程度について

「一部介助」とされている項目があり、「危険物」についても「特定の物、場所はわかる」とされ、一定の理解があること。

オ 要注目度について

「随時一応の注意が必要」とされていること。

カ 精神医学的総合判定について

「中度」とされていること。

- (2) 本件審査請求の理由から、対象児童に対して日常生活における援助が一定程度必要であることは理解するが、処分庁としては、知能指数だけでなく、特別児童扶養手当認定診断書に記載されている事項に基づき、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に照らし合わせて、障害程度に係る支給要件について判断を行っているところであり、前記(1)のとおり、処分庁として判定した内容については、適正なものと判断している。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、療育手帳がA判定であることについては、当該A判定は平成30年7月まで有効とされているが、A判定の場合に必ず障害等級1級と認定しなければならないわけではなく、審査請求人の受給資格は、平成26年7月に当該A判定により障害等級1級と再認定された際に、2年後の平成28年7月に再認定されることとなっており、これは、対象児童の2年後の状態をみるために再認定時期を設定した趣旨であるから、当該A判定に関わりなく、処分庁が新たに特別児童扶養手当認定診断書を徴し、それに基づいて原処分を行ったとしても、これを違法、不当ということはできない。

また、危険物に対する認知と外出時の付き添いの必要性については、前者は同診断書の記載内容に反するもの、後者は同診断書に何ら記載がないものである以上、その記載内容に反するものやそれに記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということはできない。

さらに、言語レベルとカードでのコミュニケーションの必要性については、いずれも同診断書に記載された内容に相応のものといえ、原処分は、こうした同診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当とする余地はない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで同診断書をみると、知能指数がIQ32で「重度」と判定され、問題行動及び習癖は「偏食」のほかに「尿失禁」や「便失禁」が見られるものの、その頻度は多くはなく、日常生活能力の程度をみても、「全介助」と評価されているのは「洗面」のみであって、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

また、精神医学的総合判定では、その理由をみると、会話に一定程度の困難さを認めており、主治医による判定では、障害等級の2級に相当するとされる「中度」と評価されている。

こうした同診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童について障害等級1級に該当するとははいえないものの、障害等級2級には該当するとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美